

報 告 第 号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

市立西中学校大規模改造建築工事（第3期工事）（ゼロ債務）変更請負契約の締結について

令和4年 月 日提出

富士見市長 星 野 光 弘

議案内容説明資料

○工事変更請負契約締結について

- ・工事名 市立西中学校大規模改造建築工事（第3期工事）（ゼロ債務）
- ・施工場所 富士見市西みずほ台三丁目地内
- ・契約工期 令和4年3月17日から令和4年12月28日まで
（工期の変更なし）
- ・請負金額 原請負金額 226,666,000円
変更請負金額 222,924,900円
（3,741,100円の減額）
- ・請負業者 富士見市大字東大久保309番地
島田建設株式会社
代表取締役 島田敏郎
- ・専決処分日 令和4年10月25日

○主な変更理由

天井材、長尺床シートの撤去処分方法変更、紙庫（倉庫）家具の取りやめなど減額が発生したため。